

「在留外国人に対する介護保険適用」が変わりました！

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」

平成21年7月に交付された「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が、本年7月9日から施行されたことによって、**外国人登録証明書が廃止され、3か月を超えて滞在する外国人**については、原則として**住民票が発行される**ことになりました。

このことによって…

介護保険が適用される在留外国人については、従来『在留資格1年以上の者』でしたが、**「在留資格3か月を超える外国人」には介護保険が適用される**こととなりました。

健康保険「介護保険適用除外 該当・非該当 届」の一部変更

これらの改正に基づき、健康保険の「**介護保険適用除外 該当・非該当 届**」の**適用除外事由及び添付書類**について、つぎのとおり変更されました。

届書の適用除外事由欄

新：・在留資格3か月以下の外国人

旧：・在留資格1年未満の外国人

〔その添付書類〕

新：旅券その他在留資格を証する書類

旧：外国人登録証明書(写)

ご不明な点、あるいは届出用紙等ご入用の場合は、当組合適用課へお問い合わせください。